第Ⅲ部 ドイツにおける労働安全衛生を所管する行政機関及びドイツ法定災害保険の組織体制と活動状況について

1 総括的事項

ドイツでは、1884 年の公的労災保険(「ライヒ保険法」による。)の制定以来、被雇用者の安全と健康に関する使用者(ないしは雇用者。 以下この節では「使用者」という。)の責任は、原則的に確立されていたとされており、労働災害防止に関する法的根拠を有する監督行政や 指導については、「営業法」に基づく各州の営業監督行政、ライヒ保険法(後述する 1996 年の公的労災保険の社会法典への編入を含む。以下 同じ。) に基づく技術監督員による査察指導等が二元的に行われてきている。

また、後者に基づき、Berufsgenossenschaften(同業者労災保険組合;略称 BG)が制定する労働災害防止規程によるより具体的な安全衛生措置等が実施されているとともに、1974 年 12 月から施行された「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」によって、使用者による産業医及び労働安全専門員の任用、これらの者の任務、資格要件、専門知識を行使する際の独立性等が規定された。次に、1989 年 6 月 12 日に出された EC の労働安全衛生に関する枠組指令 (89/391/EEC) をドイツ法に転換するために制定された「1996 年 8 月 7 日の労働保護に関する EC の一般的ガイドライン及びその他の労働保護に関するガイドラインの実施に関する法律」中の第 1 款の「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律(労働保護法)。以下「労働保護法」という。」の制定、施行によって、労働者の安全や健康を確保するための法体系が一層整備された。加えて、「1996 年 8 月 7 日の公的労災保険を社会法典に編入するための法律(労災保険・編入法)」により、従来の「ライヒ保険法」による技術監督員による査察指導、労働災害防止規程の意義及び制定等が、社会法典第 7 巻 公的労災保険にほぼそのまま引き継がれている。

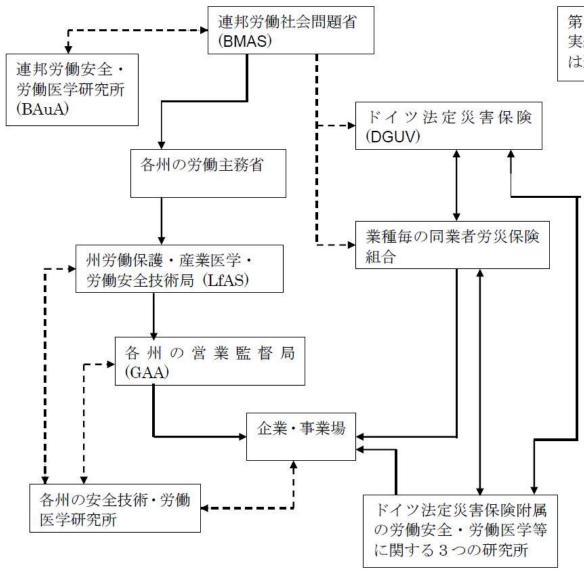
さらに、2008 年には BG を近代化するための法律が制定、施行されて、時代の経過に伴うドイツの産業構造の変化(製造業等の第 2 次産業からサービス業等の第 3 次産業への変化等)を踏まえて、それ以前には産業部門だけで 35 に達していた同業者労災保険組合 (BG) を 9 に集約化する等の制度改正が行われ、また、2013 年には労働保護法の一部が改正、施行された(後者については、後述する。)。また、ドイツでは、国家は法律で大枠を定めるが、その実際の実行は、各州、同業者労災保険組合等に委ねられるのが特徴である。

2 所管行政機関の体制と活動状況

(1) 労働安全衛生を所管する連邦政府、各州、ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合(BG)等による労働安全衛生を推進する体制の 二元性

ドイツにおける労働安全衛生に関する保護対策は、前述したように 2 重構造になっている。即ち、一つは、ドイツ連邦政府(連邦労働社会問題省: Bundesministerium für Arbeit und Soziales、略称: BMAS)の安全衛生に関する法律や規則(EU の指令によるものを含む。)、これを管理監督する各州の労働主務省、労働保護・産業医学・労働安全技術局、安全技術・労働医学研究所、営業監督局と、他方は、ドイ

ツ法定災害保険及びその傘下の同業者組合が制定する労働災害防止規程、これの履行を促す労働監督員による査察指導等である。上記の二元的関係を第2図に示した。



第2図 労働安全衛生を推進する体制の2元性 実線の矢印は直接の指揮命令系統があること、点線の矢印 は連携・協力関係にあることを、それぞれ示している。

(2) ドイツ連邦政府労働社会問題省 (BMAS) の労働安全衛生を所管する部局について

2019年6月時点での同省のウェブサイトに掲載されている英語版の組織図によれば、労働安全衛生を所管する部局は、次の表のとおりである。

名称	左欄の下部組織の	左欄の下部組織	所管事項
	名称	の名称	
Directorate-General III			Labour Law(労働法)、
(第三総局)			Occupational Safety and Health(労働安全衛生)
	Directorate III b		Occupational Safety and Health(労働安全衛生)
	(第Ⅲ局 b)		
		Division III b 1	Health and Safety Legislation,(健康及び安全法制)
			Occupational Medicine(労働医学)
			Prevention under Social Code VII(社会法典第VII巻に基
			づく予防活動)
		Division III b 2	Basic Issues of Occupational Safety and Health(労働
			安全衛生に関する基本問題)
			Technical Supervision of the BAuA(連邦労働安全衛生
			研究所の技術的監督)
		Division III b 3	Chemicals Safety(化学安全)
			Biological Safety(生物因子安全)
			Health Impact of the Changing Workplace (変化する作
			業場の健康影響)
		Division III b 4	Physical Agents(物理的因子)
			Co-ordination of Occupational Safety and Health
			Committees (労働安全衛生委員会の調整)

	Workplaces (作業場)
	Physical Agents(物理的因子)
	Co-ordination of Occupational Safety and Health
	Committees (労働安全衛生委員会の調整)
Division III b 5	Product Safety(製品の安全)
	Safety of Installations and Operational Safety(設備及
	び操作の安全)

作成者注:上記の表のほか、「Directorate III a」(第Ⅲ局 a)があって、労働安全衛生以外の雇用、労働時間、最低賃金、国際労働法等に 関する労働法の分野を所管している。

[資料出所]: 2019年6月現在のドイツ連邦政府労働社会問題省ホームページ中の英語版の同省の組織図、

http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/EN/organigramm-bmas-en.pdf?__blob=publicationFile&v=4

(次の図のとおり。なお。2020年5月14日に変更がないことを確認した。)

